

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	257	1,232	2,099	2,774	3,107	3,764	4,830	5,409	5,844	6,153	6,500	6,805	7,159	7,442	7,442	7,442
うち、実行に係る貸付債権の額	17	342	676	1,339	1,713	2,093	2,776	3,607	4,088	4,338	4,583	4,973	5,160	5,550	5,662	5,662
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	79	329	361	361	361	363	363	390	390	392	421	459	489	489	489
うち、審査中の貸付債権の額	212	589	717	283	160	339	661	337	202	215	279	142	258	120	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	28	220	376	790	872	969	1,029	1,100	1,163	1,209	1,245	1,266	1,280	1,282	1,290	1,290

上記計数は、金融円滑化法期限（平成25年3月末）以降の新規申込分は加算していません。

謝絶に係る貸付債権の額のうち、お申込日から3ヶ月経過したことに伴い謝絶とみなして計上している貸付債権の額は289百万円です。

当該債権については謝絶とみなした以降も審査手続きを進め、平成25年9月末までに193百万円が実行に至っています。

9

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	23	102	179	246	288	351	452	510	552	586	619	648	684	709	709	709
うち、実行に係る貸付債権の数	1	27	54	121	158	199	263	346	391	420	445	480	500	533	546	546
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	8	29	33	33	34	34	35	35	37	39	42	43	43	43	43
うち、審査中の貸付債権の数	20	48	63	27	23	37	63	31	23	23	25	13	24	14	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	19	33	65	74	82	92	99	103	108	112	116	118	119	120	120

上記計数は、金融円滑化法期限（平成25年3月末）以降の新規申込分は加算していません。

謝絶に係る貸付債権の数のうち、お申込日から3ヶ月経過したことに伴い謝絶とみなして計上している貸付債権の数は25件です。

当該債権については謝絶とみなした以降も審査手続きを進め、平成25年9月末までに17件が実行に至っています。